

議案第41号

守口市都市公園条例の一部を改正する条例案

守口市都市公園条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年6月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市都市公園条例の一部を改正する条例

守口市都市公園条例（昭和52年守口市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章から第3章まで 略 第4章 雑則（第20条—<u>第26条</u>） 附則</p> <p>第1条から第13条の5まで 略</p> <p>（有料公園施設） <b>第14条</b> 有料公園施設は、<u>世木公園に設置する釣り池</u>とする。 2 略</p> <p>第15条及び第16条 略</p> <p>（使用料） <b>第17条</b> 第15条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表第2</u>に定める使用料を前納しなければならない。</p>	<p>目次 第1章から第3章まで 略 第4章 雑則（第20条—<u>第27条</u>） 附則</p> <p>第1条から第13条の5まで 略</p> <p>（有料公園施設） <b>第14条</b> 有料公園施設は、<u>別表第2</u>に掲げるとおりとする。 2 略</p> <p>第15条及び第16条 略</p> <p>（使用料） <b>第17条</b> 第15条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表第3</u>に定める使用料を前納しなければならない。</p>

第18条及び第19条 略

(指定管理者による管理)

第20条 略

2及び3 略

4 第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第4条、第5条、第15条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 前項の使用料のほか、附属設備その他器具備品等の利用については、市長の定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

第18条及び第19条 略

(指定管理者による管理)

第20条 略

2及び3 略

4 第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第4条、第5条、第15条、第18条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第21条 前条の規定により有料公園施設（釣り池を除く。）を指定管理者に管理させる場合、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額（附属設備その他器具備品等については、市長が定める額）の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の場合における第17条から第19条まで及び別表第3の規定の適用については、これらの規定中「使用料」

**第21条** 略

**第22条** 略

**第23条** 略

(過料)

**第24条** 市長は、第4条第1項、第6条若しくは第21条の規定に違反した場合又は第11条の規定に基づく命令に違反した場合においては、その者に対し5万円以下の過料を科することができる。

**第25条** 略

**第26条** 略

別表第1 略

**別表第2** (第17条関係)

有料公園施設の使用料

施設名	区分	使用料
釣り池	団体 市民等	大人1日 1,600円

とあるのは「利用料金」とする。

**第22条** 略

**第23条** 略

**第24条** 略

(過料)

**第25条** 市長は、第4条第1項、第6条若しくは第22条の規定に違反した場合又は第11条の規定に基づく命令に違反した場合においては、その者に対し5万円以下の過料を科することができる。

**第26条** 略

**第27条** 略

別表第1 略

**別表第2** (第14条関係)

有料公園施設の名称

公園	有料公園施設
世木公園	釣り池

個人	その他の者	小人 1 日	200 円	
		大人 半日	800 円	
		大人 1 日	1,900 円	
		小人 1 日	500 円	
	市民等	その他の者	大人 半日	1,100 円
			大人 1 日	1,700 円
			高齢者等 1 日	1,500 円
			小人 1 日	300 円
市民等		大人 半日	1,000 円	
		高齢者等 半日	800 円	
		その他の者	大人 1 日	2,000 円
		その他の者	高齢者等 1 日	1,800 円
市民等	小人 1 日	600 円		
	大人 半日	1,300 円		
	高齢者等 半日	1,100 円		

大枝公園	多目的球技場
	テニスコート
	相撲場
	パークセンター会議室
	駐車場

別表第3 (第17条関係)  
 有料公園施設の使用料  
 ア 世木公園

有料公園施設	区分	単位	金額	
釣り池	団体	市民等	大人 1 日	1,600 円
			小人 1 日	200 円
			大人 半日	800 円
	その他の者	大人 1 日	1,900 円	
		小人 1 日	500 円	

		大人半日	1,100 円
個人	市民等	大人 1 日	1,700 円
		高齢者等 1 日	1,500 円
		小人 1 日	300 円
		大人半日	1,000 円
		高齢者等半日	800 円
	その他の者	大人 1 日	2,000 円
		高齢者等 1 日	1,800 円
		小人 1 日	600 円
		大人半日	1,300 円
		高齢者等半日	1,100 円

備考

- 1 「団体」とは、15 人以上のグループをいう。
- 2 「市民等」とは、守口市内に居住し、在職し、又は  
在学する者をいう。
- 3 「小人」とは、小・中学生をいう。
- 4 「高齢者等」とは、65 歳以上の者で年齢を確認できるものを提示するもの並びに身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度による療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳を交付されている者をいう。
- 5 「半日」とは、市長が別に定める使用時間を正午をもつて区分し、午前の半日又は午後の半日をいう。

イ 大枝公園

有料公園施設	単位	金額	
		平日	休日等
多目的球技場	1時間	6,000円	9,000円
夜間照明設備	1時間		2,200円
テニスコート(屋内)	1時間 1面当たり	1,500円	2,250円
テニスコート(屋外)	1時間 1面当たり	800円	1,200円
夜間照明設備	1時間		800円
相撲場	1時間	600円	900円
パークセンター会議室	1時間	800円	1,200円
駐車場	30分		200円

備考

- 1 「休日等」とは、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者の全員が市民等（守口市内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。）以外の場合における金額は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- 3 入場料等の料金を徴収して使用する場合、営利を目的として使用する場合又はアマチュア以外のスポーツで使用する場合における金額は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 前2項のいずれにも該当するときの金額は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 5 夜間照明設備及び駐車場の使用に関しては、前3項の規定は適用しない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(守口市営テニスコート条例の廃止)
- 2 守口市営テニスコート条例（昭和 39 年守口市条例第 27 号）は、廃止する。  
(守口市児童公園条例の一部改正)
- 3 守口市児童公園条例（平成 17 年守口市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条から第 4 条まで 略</p> <p>(管理、使用料等)</p> <p><b>第 5 条</b> 児童公園の管理、使用料等については、守口市都市公園条例第 4 条から第 7 条まで、第 9 条の 2 から第 13 条の 5 まで、<u>第 21 条、第 22 条及び第 24 条</u>の規定を準用する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第 1 条から第 4 条まで 略</p> <p>(管理、使用料等)</p> <p><b>第 5 条</b> 児童公園の管理、使用料等については、守口市都市公園条例第 4 条から第 7 条まで、第 9 条の 2 から第 13 条の 5 まで、<u>第 22 条、第 23 条及び第 25 条</u>の規定を準用する。</p> <p>以下 略</p>